

役員報酬規程

社会福祉法人 慶陽

制定 平成29年6月22日

役員報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、役員報酬に関する事項を定める。

(報 酬)

第 2 条 役員のうち法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。

(支給額)

第 3 条 支給額は、評議員会の議決により決定する。

(支給日)

第 4 条 役員報酬は、毎月 25 日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(改 正)

第 5 条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 22 日から施行する。